

論説

清代広州における都市的行政区画の成立

——「捕屬」と「捕屬人」を中心に——

梁 敏 玲

はじめに

明清時代における城郭都市の行政を研究する場合、都市に駐在する知県（ないし州・庁の長官）の管轄する行政を対象とすることが多い。^①一方で、前近代中国の都市が農村と区別される独自の行政区画をなしてはいなかったことも、周知の通りである。即ち、知県は、農村部を含む県全域を管轄区域としており、専ら都市部のみを管轄するわけではなかった。明代後期以降、都市規模の膨張、人口密度の増加等、都市独自の問題が発生する中で、これらの問題に対処すべく、行政区画の在り方がどのように変容していったのか、ということは、清代の都市行政を理解するための一つの重要な課題である。

「城廂住民」等の呼称が公文書に普通に見られることから知られるように、清朝は管轄対象としての城廂・農村の差異についてある程度意識していた。その認識は多くの王朝と共通するものであるが、「坊廂」(都市において街路によって囲まれた区画)に基づく明代の都市徭役は、江南をはじめとする沿海部の諸都市では賦役改革後の清代初期にほぼ消滅した⁽²⁾。清代において、保甲制が実施されたことは明らかにされているが、行政の面で「城廂住民」が具体的に如何に管理されたのかについては、まだ不明な点が多い。

清代の都市行政が注目を集めたのは、清末新政が行われた二〇世紀初頭の一〇年間である。巡警創設をはじめ、都市にそれぞれ専門の行政分野を担当する機関が作られ、都市行政が大きく変容した⁽³⁾。また、その後の『城鎮郷地方自治章程』は初めて城・鎮・郷を区画し、府州県の城廂地方を城とし、人口五万人以上の地方を鎮とし、人口五万人未満の地方を郷とした⁽⁴⁾。このような変化は確かに大きかったが、『城鎮郷地方自治章程』において区域画定基準は地方の有する「固有の境界」とされていることから、既に清末以前に、城・郷間の境界線が存在していたことがわかる。ただ、城区画定に際し城・郷がそれぞれの側に有利な「固有の境界」を主張した江蘇蘇属の若干の地域の事例から見れば、その境界線は多様かつ曖昧なものであった。それは都市が独自の行政区画をなしていなかった本来の制度の中で城郭外の市街である廂が拡大しつつあった状況の必然的結果とも言えよう。このような境界線がどのようなものであり、如何に形成されたのかは、検討に値する課題である。

一方、近年、清代における府州県官を補佐する佐雜官(例えば、県では佐式官の県丞や主簿、首領官の典史、雜職の巡檢)の役割を再考し、佐雜官が管轄区域(特に市鎮)を有し、治安維持だけでなく、場合によっては徵稅・司法に

至るまで、地方行政に深く関わっていたことを指摘する論文が、多数見られる。⁽⁶⁾ 佐雑官の管轄区域が州県の下に新しい下位区画をなしたかどうかについては、まだ疑問の余地があるが、⁽⁷⁾ 佐雑官の大量移駐及びその管轄区域の存在は確かに清代の特徴である。こうした状況を背景に、城廂部・農村部が、それぞれ異なる佐雑官の管轄区域になつてゆく傾向が窺える。例えば、江南の一部の地域において、県城で県の監獄管理の職務を務めた典故が、城廂部、あるいは城廂部と一部の農村地域を管轄するようになり、それが城・郷間の一つの境界線と見なされた例もある。⁽⁸⁾

本稿は、広東省の行政中心地である広州を取り上げ、佐雑官の管轄区域から都市的行政区画の形成過程を整理し、考察を行っていく。広州を扱う理由は、全国的に言えば、広州の位置する広東省、特に珠江デルタ地域では佐雑官の数が最も多く、管轄区域が最も明確に定められたこと、⁽⁹⁾ また対外貿易港及び地域の経済中心地としての広州が多くの「城廂住民」を擁したことにあつた。つまり、佐雑官の管轄と行政区画という面において、広州はほかの清代都市と共通する面を備えつつも、独自の重要性をもっていたと推測される。

本稿の手掛りになるのは、県の佐雑官たる典史に属することを意味する「捕屬」に関連する記載である。「捕屬」と「捕屬人」は、一九世紀から民国期にかけて広州の地方志・文集・族譜・新聞に頻出した用語である。その用語の背後にある制度及びその変化を探り、周りの農村部の管轄をも視野に入れつつ考察を行い、広州の事例から清代都市の行政運営の一端を明らかにすることが、本稿の目的である。

なお、清代広州の城廂構造につき、ここで概説しておく。清代の都市広州は、城である老城及び老城の南に位置する新城と、廂である西関・南関・東関及び北の北郊から構成される。南・西門外の南関・西関は珠江に近く、商

業地として繁栄してきた。清代の広州は広東省の省城であるとともに、広州府の府城であり、かつ南海県と番禺県の県城でもあったが、基本的に城・廂は西の南海県と東の番禺県とに分けて管轄されていた。また、大量の緑営軍が治安維持の役割を果たしていた。八旗軍が老城の西半部に駐屯していたが、旗（八旗）・民（一般住民）は分けて管理されていたため、本稿では民地のみを考察する。

一、佐雑官の配置及びその管轄

清代の統治秩序が比較的安定していた雍正（一七三三～三五）・乾隆（一七三六～九五）年間には、全国的に府・県レベルの佐雑官の新設や調整が多く見られ、県城と離れた交通要路や商業市鎮に佐雑官を派遣し管轄させる方法が普及した⁽¹⁰⁾。広州においても、雍正期に佐雑官の移駐が行われた。雍正九年（一七三一）、広州府の佐雑官たる督糧通判は老城の広州府衙門の西から新城の玉子巷に、南海県の佐雑官たる県丞は老城内の南海県衙門の西から西関の楊仁里に移された⁽¹¹⁾。布政使王士俊の上奏文によると、移駐の理由は新城と西関の文官不足である。老城には軍隊・文官衙門が多く配置されていたのに対し、新城には軍隊たる広州城守協のほか文官としては海関監督しか配置されず、人口の密集する西関には文官が駐在していなかった。老城衙門の鍵は八旗將軍に管理されていたため、城門が閉鎖された夜間に老城外で火事が起こっても、老城内の文官がすぐに城を出ることは不可能だったという⁽¹²⁾。ここから、佐雑官の駐在が治安維持に必要であるという認識が窺える。

一方、市鎮への移駐の場合と同様、佐雑官が一定区域を管轄する傾向は、城郭都市の広州でも見られる。広州府

督糧通判と南海県丞は専ら新城・西関のみを管理するわけではなかったが、それぞれ新城・西関の夜間治安や消火を監督し、怠れば罰を受けることとなった。巡撫の鄂弥達はこの方法につき、状況に応じた便宜的なものであると評価している⁽¹³⁾。番禺県の県丞も同様に、状況に応じ、雍正年間に城内から鄉村に移され、乾隆四十六年（一七八二）にまた新城内の東横街に戻された⁽¹⁴⁾。

督糧通判に関する史料は少ないが、南海県県丞については、夜間治安と消火以外の業務にも関わるようになってきたことがわかる。例えば、乾隆二十年（一七五五）四月、南海県知県は県丞を派遣し、緑営官兵と共に西関の貨幣私鑄者を捕えるように命じた⁽¹⁵⁾。道光十六年（一八三六）、西関の地保は街で刺された女を南海県県丞の衙門に運び、けがを県丞に検査させた⁽¹⁶⁾。城壁外の商業地である西関は、徐々に南海県県丞の管轄区域となっていた。

県丞のほか、典史も知県の重要な佐雑官である。県丞は状況に対応して移駐する場合が多かったのに対し、典史は知県に近い場所に駐在する場合が多かった。南海県の典史は知県衙門の西の恵福巷、その後仙湖街に駐在し、番禺県の典史は大塘街百歲坊に駐在していた⁽¹⁷⁾。二箇所とも老城内にあった。

典史の管轄範囲については、雍正九年～雍正十三年（一七三一～三五）に番禺県知県を務めた遼英による説明がある。遼英は、番禺県の典史が県全域ではなく専ら「城廂内外地方」を管轄するのに対し、各巡検司は「四處郷莊」を管轄範囲としているため、巡検司の管轄地域で事件が起こった際に、典史を巡検と一緒に処罰しないように建言した⁽¹⁸⁾。ここで、「城廂内外地方」は「四處郷莊」と対比されており、典史は県の監獄管理のほか、「城廂内外」を管轄区域とし、犯人の捜査や逮捕を職務としていたことがわかる。

廂の西関の治安維持に関わる南海県丞にせよ、「城廂内外」を管轄する番禺典史にせよ、彼らの管轄区域は一定程度限定されていた。これらの措置は、本来の制度上では県の下に行政区画が存在していなかった状況の中で、都市規模の膨張に応じ、地方行政における柔軟な調整がなされた結果であろう。ただし、知県が直接に関与することも多く、⁽¹⁹⁾ここで見られるのは明確な管轄配分というより、むしろ現実に対応した可変的な配置であった。

二、捕属区画の登場

1. 乾隆年間の地方志から見る農村部と城廂部

番禺県各巡検司が農村部、典史が城廂を管轄する、という犯人捜査・逮捕上の慣例から見れば、管轄対象としての農村部と城廂部との差異は、管轄の責任者にも反映されている。以下、地方志における農村部・城廂部及びその管轄の在り方を見てみよう。

地方志の記載によると、康熙年間における南海県・番禺県の農村部は、郷—都—堡—図という系統に沿って編成されていた。⁽²⁰⁾ 賦役改革後の清代広東では、里甲制が図甲制と呼ばれており、納税・土地登録・科挙参加等の場合に図甲制の中の戸を戸籍とすることが一般的であった。⁽²¹⁾ ここでの郷—都—堡—図は、税糧徴収の際の登録用の系統であったと思われる。一方、康熙『番禺県志』には巡検司が自然村を管轄する記載があり、⁽²²⁾それは巡検司のもつ治安維持機能に由来するものであったと考えられる。

乾隆年間の地方志になると、変化が見られるようになる。乾隆『南海県志』には、康熙『南海県志』と同じよう

に、当該巡検司管轄の自然村が表記される巡検司図が収められている。⁽²³⁾一方、巡検司の名前が直接に堡の前に置かれる記載も見られる。広州の西関と隣接する金利都を例に取ると、康熙『南海県志』には「以上は金利都に属する」とあるが、乾隆『南海県志』には「以上は金利司金利都に属する」のように、巡検司の名称が堡の前に追加されている。⁽²⁴⁾このような変化から、空間上の治安維持区画が税糧登録上の区画と重なったことが窺える。それは恐らく自然村を単位として里甲を再編した清代前期の順莊法の実施に関連していたと考えられる。⁽²⁵⁾

ただし、巡検司が税糧徴収にどこまで関与したかについては、まだ不明である。片山剛の研究によると、宗族が発展していた清代の珠江デルタにおいては、図甲制のもと、各甲が「総戸―子戸」の形で、一宗族ないしはその支派を中心に構成されている。⁽²⁶⁾一方で、劉志偉の指摘によると、一つの甲に異姓の戸が存在する例も少なくなく、血縁集団が甲を構成するような単純な構造というより、むしろ一つ、若しくは複数の社会集団（宗族の場合が多い）が様々な形で甲を構成する方が実態に近いと言えよう。⁽²⁷⁾行政側で登録された戸や土地が実際の納税者や面積数と対応しなくなった状況の中、宗族機能の強化に伴い、宗族がまとめて納税することが増えており、⁽²⁸⁾税糧を確保するには、実際の納税担当者に対する把握も必要とされてきた。⁽²⁹⁾こうした背景の中で、巡検司が直接に徴収を行うことは考えにくい⁽³⁰⁾が、徴税系統が巡検司管轄区域によって区画されるようになったことは認められよう。

農村部の巡検司区域の明確化に対し、城廂部のほうはまだ不明確であった。乾隆『番禺県志』には、明代の十一坊の他に状元坊などの三坊を加えたという記載があるが、新設の三坊と東城廂・城南廂の下にしか図が置かれておらず、⁽³¹⁾城廂部全体の状況は不明である。また、図甲と佐雜官との関係については記載されておらず、乾隆『南海県

『志』には、巡檢司図のような典史その他の城廂部の佐雜官の管轄区域を示す図も、収められていない。農村部と異なり、城壁の所在、複数の佐雜官の駐在、知県の関与等、城廂部の状況の複雑さは、佐雜官の管轄区域の明確化を遅らせる方向で影響を与えたと考えられる。

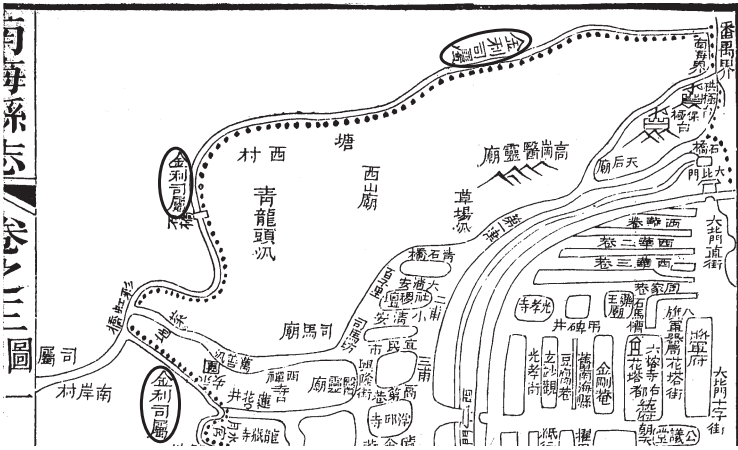
2. 捕属に関する記載と捕属図

地方志の記載に先述の乾隆年間より大きな変化が見られるのは道光年間からである。道光十五年（一八三五）刊行の『南海県志』卷三の「縣治分界圖」では、西門外の廂と隣接の金利巡檢司の管轄区域との境界線が点線で明確に示されている（図一）。同県志所収の「縣境全圖」では、城壁と城外の幾つかの堡の間に「捕属」という言葉が記されており（図二）、「縣治分界圖」での境界線との関連性が窺える。典史は捕庁・督捕庁という別称があるため、ここでの「捕属」は典史に属することを意味する。

乾隆年間の地方志においても「典史属」か「典史管属」という言い方があるが、「捕属」と比べ、「属」の内容には相違点が見られる。乾隆『南海県志』と乾隆『番禺県志』に、「典史属」か「典史管属」とあるところは、典史の治安維持業務と関連する緑営の駐屯地や炮台のみであり、それは清代の警察機能における文・武協力体制に由来するものと思われる。

それに対し、道光県志の「捕属」においては、以下の二点の変化がある。まず、先に述べたように、捕属が地図に登場したことである。それは空間上における捕属と巡檢司属の区分が地方志編纂者の視野に入ったことを示して

【図一】



出所) 道光『南海県志』卷三、図一、「縣治分界圖」(一部)

おり、その点で、典史の管轄区域が図示されていない乾隆年間
の県志と異なっている。つぎに、税糧徴収に関する記載である。
道光『南海県志』の「都堡」条目に、巡検司属の図甲のほか、
城西堡と西隅堡の図甲は「督捕廳屬」となっており、税糧徴収
の系統が典史の管轄区域に入ったことを示している。⁽³³⁾ この点も、
巡検司と税糧区画との関係しか示されていない乾隆年間の県志
と異なっている。

このような変化は、後の同治『南海県志』・同治『番禺県志』
等の地方志により一層際立って見られる。同治『南海県志』で
は、図甲表の中の「咸豊四年南海縣各堡實征米總數」という条
目に、各堡の税糧額がそれぞれ記載され、城西堡・西隅堡の図
の税糧額の上に「捕屬下甸」と補記されている。同じ条目に
「金利下甸」・「九江主簿中甸」等の記載もあり、南海県典史と
ほかの佐雑官の管轄区域がそれぞれ税糧区画にもなったことは
明確である。⁽³⁴⁾ 更に、同治『番禺県志』の「都堡」条は、城内
街・新城内街・東門外街・新城外街に分けて、取材記録に基づ

清代広州における都市的行政区画の成立 梁敏玲

【図二】



出所) 道光『南海縣志』卷三、「縣境全圖」(一部)

き「捕屬各街」の名称を細かく列挙している。⁽³⁵⁾ 壇廟・津渡・橋梁・墟市の箇所にも、場所の名称の後に「以上俱捕屬」、若しくは場所の名前の前に「捕屬」や巡檢司の名前を出している。⁽³⁶⁾

詳細な文字記載とともに登場したのは、「捕屬圖」である。同治『南海縣志』と同治『番禺縣志』には、巡檢司圖だけでなく、捕屬区域を示す図も収められている(図三・図四)。ここで注意すべきは、捕屬圖という図名及びその構成である。両県の捕屬圖とも城郭を描いて省城に位置す

ることを表明し、県の境界線も示している。捕屬区域には官庁や市街名などを図示し、捕屬区域でないところ(当該県境に入っていない城内部等)は空白、若しくは情報量減少の形で示している。つまり、これらは捕屬区域を示す図でありながら、所属する県の境界や、省城内の境域区分のような地方行政制度の情報を反映する図でもある。

では、何故捕屬についての記載や捕屬圖がこの時代に登場したのだろうか。前述したように、巡檢司より遅れたが、典史も巡檢司と同じく、管轄区域が空間上により明確化され、更に税糧区画と重なるようになったのである。

農村部における巡檢司の管轄区域の確立によって、城廂部が管轄上で対比して意識されるようになり、県行政を円滑に機能させるために、城廂部も明確な境界線のある区画にする必要性が生じたと考えられる。特に空間上の画定

については、治安維持の責任配分を明確化させることが目的であろう。

前章で述べたように、一八世紀前半には既に、犯人捜査・逮捕の面で典史が城廂部、各巡検司が農村部を管轄する慣例があったが、区画はまだ曖昧であった。秩序が不安定化した一九世紀中期には、多くの都市で保甲制度が強化され、官・兵の多い省城広州では、佐雜官（任命を待つ候補官を含む）が捕役・更保を率い、緑營系統と共に城廂内外の街や珠江を巡回することが定例になった。⁽³⁷⁾ その時代の地方志に捕属の街・壇廟・墟市等が細かく記され、かつ図示されるようになった理由の一つは、恐らく都市治安の悪化に伴い、治安維持上、典史管轄と巡検司管轄の間の境界線を明確に定める必要性が生じたことにある。

『申報』に載る具体例から見てもよい。光緒年間、金利司属と南海県捕属の境を如何に区画するかをめぐって、金利司から南海県知県に問い合わせがなされた。

金利司の上申によると、巡検司の旧例に即し、省城に近い要害の地に兵舎を設け、弓役を派遣して駐屯させ、更練を率い巡回させ、更に水練・水保を設けて船で海上を厳しく査察させ、必ず誘拐犯の藏匿や盜賊の逃走を防ぐようにしたい。しかし、迪隆里・永隆里・三角市・上陳塘及び川辺の一带は捕属と境を接する所であり、捕属の管轄に回すか、それとも司属に入れるか画定し、責任者を明確にするために、曉諭を仰ぐ必要がある。以上の内容が県に上申された。⁽³⁸⁾

その報告に対し、知県は、兵舎の建設や巡回は当該区域の管轄官によって行われるものであり、迪隆里、永隆里、三角市及びそこから川上の部分は金利司に属し、金利巡検司が管轄すべきであり、上陳塘及びそこから川下の部分

は捕属の領域に入り、典史が管轄すべきであると判断し、更にその件を軍・民に知らせるために、告示も出した⁽³⁹⁾。それは捕属図が地方志に登場した後のことであったが、巡回の旧例が存在したことから見れば、それ以前にも境界線によって巡回区域を定める場合があったことが窺える。

ここで問題とされた一帯は一九世紀後半から繁栄していた川辺であり、そこには既に捕属・司属の境界線が存在していたが、廂を拡張してその境界線を変更するか否かについては知県の判断が求められた。既存の境界線への依拠を命ずる知県の判断から見て、当時の捕属・司属の区域は既に典史・巡検司の管轄範囲として定められていたといえる。

では、捕属関連の記載や捕属図がこの時代に登場した理由は、治安維持上の責任配分を決めるためだけだったのか。次章では、税糧登録上の区画に関連する「捕属人」、及び捕属という言葉の意味の拡大から、この問題を続けて考察していく。

三、区画の明確化

1. 捕属籍と移住民

捕属や捕属図のほか、「捕属人」という言葉も一九世紀中期以降の地方志に頻繁に登場しており、しかも、地方志の編纂時期が遅いほど列伝に載った捕属人の数が多くなる傾向が見られる⁽⁴⁰⁾。このように大量に登場した捕属人と称される人物について、まずは同治『南海県志』に載った桂文燿の例から見てみたい。

桂文燿、字星垣、祖先是浙江省慈溪県の人である。祖父の鴻は商籍の生員から南海県學の生員に変わり、乾隆丙午（一七八六）科の試験で舉人になり、安徽涇県の知縣を務めた。よって、本県の戸籍に登録した。省城に居住したため、捕属人になった。⁽⁴¹⁾

桂文燿は、祖父の桂鴻が南海県學の生員になったことにより、南海県の戸籍に変更し、更に省城に居住したことによって、捕属人と見なされた。ここから、捕属人は戸籍及び省城居住に関連する概念であり、入籍の理由は科挙応募と密接な関係があったと推測される。

より古い史料としては、嘉慶二十五年（一八二〇）の安徽省婺源県出身の詹氏の転籍に関する書類が存在する。その転籍申請書には、以下のように記されている。

申請者の童生詹銓、二十一歳、現在西門外の十二甫に在住。童生の詹銓が事情を説明し、恩情により入籍を許可されるよう請願する件について地保の陳成が訴え出た。それによれば、童生の祖父の詹榜は、原籍が安徽省婺源県の間人である。乾隆二十五年から広東の省城で商売を始め、そのため、家族を連れて広東に來た。父の鳴珂に当県（ここでは南海県を指す）の朱氏の娘を娶らせ、童生等の兄弟を生んだ。嘉慶五年、大北門拱辰坊に家を買って居住した。その年、祖父・祖母が亡くなり、北門外の紗帽崗に埋葬された。嘉慶六年、母が亡くなり、北門外の飛鵝嶺に埋葬された。嘉慶二十一年になると、西門外の十二甫に転居し、自ら家を買った。祖父が省城に居住してから、既に六十年以上経った。家屋・墓地・土地資産に関しては全て証明できる（後略）⁽⁴²⁾。

また、ほかの書状には、「童生は現在西門外の十二甫に居住し、祖先の移住から六十数年経ち、既に四代になり、

本籍地には久しく帰らず、地保や隣人の証言が得られ、家屋や墓地の契約があり、例によれば入籍できる」とある。⁽⁴³⁾

ここで言及された「例」とは、嘉慶十一年（一八〇六）の新例を指すと思われる。清代において、本籍地を離れて他地域で生計を立てる人の多くは、戸籍を変更せずに移住先で「寄籍」の形で生活したが、科挙に参加する場合は、本籍地に戻るしかなかった。そのため、転籍によって移住先で科挙に参加する者が増えていき、清朝の戸籍統制も徐々に緩和されていった。⁽⁴⁴⁾ 移住先の家屋・土地の税金を二〇年以上納めることは、童生・生員の入籍の必要条件とされていたが、⁽⁴⁵⁾ 嘉慶十一年に、広東学政の建言で、移住して六〇年以上経った場合、寄籍地で科挙応募・報捐ができるようになった。⁽⁴⁶⁾ 詹氏は家屋を購入して二〇年経ったが、本人や行政側が強調したのは、移住して六〇年以上経っていたことである。

詹鈺入籍の件に関しては、南海県が直接に対処したが、族譜には、詹鈺が「南海県の捕属籍に登録した」とあり、⁽⁴⁷⁾ 捕属籍が戸籍単位を成したことを示している。この件を手掛りに、広東省立中山図書館所蔵の捕属関連の族譜・家譜をおおまかに整理し、末尾の表にまとめた。

表によると、『南海蘆排梁氏家譜』の来粵三世祖の玉書公（一六九八―一七四六）の条には、「南海県の戸籍に属した」とだけあるが、七世祖の東屏公（一八一五―一八三）の条には明確に「南海県の捕属人」とある。『晋江入粵周家族譜』においても、高祖の「周仁侯」（一六六九―一七二八）の条には「番禺の籍を占めた」とあるが、族譜編纂当時の記載では「今広州府番禺県捕属の戸籍に属する」とある。地方志における捕属人の関連記載が大量に増加した時期を勘案すれば、恐らく捕属が戸籍登録単位になったのは一九世紀前半、一般的になったのは一九世紀後半だろ

うか。

一九世紀中期以降に捕属戸籍が一般的になった理由は、『浙杭遷粵高陽許氏家譜』に「他省の人が番禺県に入籍する場合、各巡検司に編入せず、専ら県の捕序に属させたため、番禺捕属と呼ばれた」とあるように、典史の移住民戸籍管理への関与、また詹鈺入籍の件に見られる一九世紀初期からの移住民入籍や戸籍政策の緩和とも関連する。清代の広州は対外貿易の港でありながら衙門の密集する省城でもあり、商売や幕友業に従事するための移住者・滞在者が多くいた。前者は十三行商人をはじめ、大半が福建省出身者であり、南海県の西関に居住することが多かった。後者の多くは浙江省出身者であり、老城内の番禺県北部に居住することが多かった。その中で、入籍して定着する傾向が顕著になるのは、一九世紀以降であった。幕僚・商人の子孫が入籍して科挙に参加した結果、城居士紳の増加、洋商との交際の活発化の過程を経て、都市部の知識人グループが形成された。⁴⁸典史が城廂部の戸籍管理に関与し始めた背景には、このような地域社会の変化があったと考えられる。

戸籍は、科挙参加の権利のほか、納税の義務とも繋がっている。前述したように、清代中期以降の珠江デルタでは主に図甲制に基づき宗族を通じて税糧徴収を行っていた。しかし、『嶺南冼氏宗譜』では「南海縣捕属 圖 甲 冼戸民籍」とあるように、図・甲欄は空白のままになっている。前章で述べた捕属の下に置かれる城西堡・西隅堡（恐らく農地のあるところ）には図甲が編成されたが、管見の限りでは、捕属籍の下に図・甲が記されている族譜は少ない。⁴⁹詹鈺入籍の件でも、図甲には言及せずに家屋等の契約だけが強調されている。また、一九世紀以降の地方志には、農村部の図甲が詳しく記載されるのに対し、都市部の図甲は記載されず、⁵⁰その代わりに、都市の基礎単位

となる街巷が⁽⁵¹⁾図や文字の形で捕属の下に細かく列挙されている。そのため、同時代に登場した捕属籍の下に図甲が整然と編成されたとは考えにくい。史料不足のため詳細は不明であるが、捕属区画に入った城西堡・西隅堡のような農村部では図甲が編成されたものの、都市部では主に移住民一族の家屋などの不動産に対する登録によって戸籍管理を行っていた蓋然性が高いと考えられる。

以上の分析から、入籍して科挙や捐納の形で官紳となった広州城廂の在住者の増加が、捕属人が地方志に多く載るようになった理由であると言えよう。ただし、そのほかにも理由がある。列伝に載った捕属人を見ると、光緒『広州府志』は明末の梁士濟、宣統『番禺県統志』は元末明初の趙介を捕属人の枠に入れており、清初の数人も捕属人とされている。⁽⁵²⁾つまり、捕属が存在していなかったと推定できる時代の人間を捕属人と追記したことも、捕属人が多く記載された理由である。三五名もの捕属人を記載する宣統『番禺県統志』の主纂梁鼎芬を例にとれば、⁽⁵³⁾自らも捕属人である彼らは、地方志編纂に際し、意識的に歴史上の有名人を捕属人という枠に入れようとしたことが、十分に考えられる。

更に、捕属人という用語が移住民のみならず、捕属区域に住む人をも指すようになった傾向が、捕属人の関連記載が増えたもう一つの理由である。つまり、地方志の編纂者が元末明初や明代の人を捕属人として扱うのは、彼らが省城在住であったことから判断した可能性が高い。本節最初に挙げた桂文燿の例の中の「省城に居住したため、捕属人になった」という文章、また文史資料における捕属が移住民の戸籍を指すか、それとも典史の管轄区域を指すか、という論争も、⁽⁵⁴⁾そのような捕属人の意味の曖昧さから生じたものである。それは捕属の意味の拡大によるも

のであり、清末の複雑な歴史的背景にも絡んでいる。

2・捕属の意味の拡大

治安維持の面でも戸籍管理の面でも、州県行政の下に捕属・巡検司属区画が形成されたことは、大きく見れば、清代中期の人口爆発や社会的流動化に応じて行政側が柔軟な調整を行った結果だと言えよう。それに対し、地元有力者や様々な社会団体の業務分担で社会統合が進んでいった清末に、広州の位置する珠江デルタにおいて、捕属・巡検司属のような佐雑官管轄区域は、更に明確化されており、⁽⁵⁵⁾それについては、ほかの要素をも視野に入れて検討すべきである。

実際に、治安が悪化しつつあった清末の珠江デルタにおいては、紳士が「公局」の形で郷村社会を管理するようになり、広州でも、都市管理に関わる善後局・保甲局等の臨時措置が大量に現れ、慈善団体も次々と設立された。⁽⁵⁶⁾社会管理の形が変化していく状況の中で、捕属・巡検司属区画の明確化の理由を当該佐雑官機能の強化に帰すことは難しい。

幕友業に関する記録によると、清末の南海県と番禺県の衙門では、幕友の席は捕属・司属・客案という三つに分けられていた。⁽⁵⁷⁾一方、同治『番禺県志』によると、社倉の穀物量は各巡検司属という形で分けられている。⁽⁵⁸⁾光緒年間、番禺県において、印金（科挙の歳試・科試用紙等にかかる費用）は、捕属と各巡検司属の紳董によって調達される生員入学用の公款「冊金」から支払うことになっていた。⁽⁵⁹⁾科挙停止後の学堂建設においても、学生の定員数は捕属

と司属に分けられ、その経費は捕属と司属の「公款」や学生の学費によってまかなわれた。⁽⁶⁰⁾また、太平天国時期の洪兵動乱で捕えられた洪兵は、自分は何々県、何々司属、何々郷の者であると自称することが多く、⁽⁶¹⁾地方文人による筆記からは、捕属・司属をこの異なる社会集団と見なす感覚が窺える。⁽⁶²⁾

以上のことから、捕属・巡検司属の区分は、単なる佐雑官の管轄という意味を超え、一つの行政単位、更に地方公事（科挙費用援助のような地方の公益事業）の区画や社会的帰属感覚にまで拡大してきたと言える。それは、捕属・巡検司属の区画が清末に更に明確化していった理由だと考えられる。

行政の面から見ると、佐雑官による区分の背後には本来の州県行政制度があり、広州では、南海県・番禺県がそれぞれ捕属の形で省城広州の城廂を分けて管理することがその基本であった。都市行政が大きく変容した二〇世紀初頭の巡警創設においても、広州の場合、最初は城廂部の南海県属部分と番禺県属部分の統合を試行しようとした⁽⁶³⁾が、責任配分に問題が生じ、結局、両県の境界線によって東・西二つの「路」に分け、その下に幾つかの警区を設定することになった。⁽⁶⁴⁾新設の警区が、治安維持の面で近似していた捕属区画に取って代わるのではなく、両者が併存するようになったのである。⁽⁶⁵⁾

地方事業の面から見ると、広州では清末の地方自治において、「固有の境界」である南海県の捕属区画と番禺県の捕属区画が既に定められていたため、江蘇蘇属地域のような「固有の境界」をめぐる論争は見られない。その代わりに論争の焦点になったのは、警区設定に際して現れたのと同じ問題、つまり、広州を一つの城区にするか、それとも両県がそれぞれ自治区を設けるか、という問題であった。それについては、紳士の間で大議論が交わされ、

民政部まで指示を仰いだ結果、両県が各自の城区を設けることになった。⁽⁶⁶⁾ 戸口調査も、両県が各自で行っており、番禺県は、捕属戸口、河南鎮戸口等に分けて統計を行った。⁽⁶⁷⁾

省城広州の南海県・番禺県部分を統合できなかった理由は、無論両県の社会的状況の相違に深く関わっているが、捕属区画を規定した本来の地方行政制度及びそれが民間社会に及ぼした影響によることも大きいのではないだろうか。

おわりに

本稿では、清代広州に駐在する佐雑官の管轄を研究対象とし、典史の管轄に属することを意味する捕属や捕属人を中心に、考察を進めてきた。広州の事例からは、独自の行政区画をなしていなかった清代の都市が、佐雑官の管轄区域により、一定程度農村と分けて管理されるようになってきたという都市の行政運営の側面を見て取ることができる。ただし、県が制度上の末端行政機関である以上、県の下位にある佐雑官の管轄は、完全な行政区画を成すことができなかった。にもかかわらず、都市人口の増加に伴い、既存の制度は現実に対応しつつ柔軟に調整され、佐雑官の管轄区域も、より明確に定められてきた。

前述の如く、広州の捕属区画は、最初は治安維持による空間的区画であり、その後移住民の入籍に伴い税糧・戸籍区画と重なるようになり、更に清末には一つの行政単位となり、地方公事（地方の公益事業）の区画にまで拡大した。清末における捕属・巡検司区画の明確化は、近代以前の城郷不分の地方行政制度を基礎として清代中期に状

況に應じて行われた地方行政の調整が、複雑化する清末の地域社会においてより鮮明な形で再び機能したとも言えるよう。

本稿において広州の都市部を周辺の農村部と共に扱い考察を進めた理由は、本来の地方行政制度においては都市のみを切り離して考察することができないためである。広州の場合、城・郷の境界線が徐々に捕属・司属の境界線によって定められてきた。このような佐雜官区画の明確化は、珠江デルタに共通する現象であり、清末の江蘇蘇属地域とは異なる状況が見られる。蘇属地域において城・郷間の「固有の境界線」をめぐる論争が起こった一つの理由は、従来の地方公事の区画と新しく設定された行政側の区画との不一致にあった。⁽⁶⁸⁾これに対し、珠江デルタにおいて、佐雜官の区画が大きな影響力を有した背景には、佐雜官の大量配置と宗族社会の相互作用があったと推測される。清代初期には、明代の巡檢司の定員数が全国的に大幅に削減されたが、反清勢力の存在により、広東には巡檢司が多く残っていた。清代中期に入ると、人口爆発や社会的流動性の高さが問題化し、佐雜官の管轄によって区画が徐々に細分化されたことは、地方行政運営の自然のなりゆきであろう。一方で、宗族が様々な形で図甲を構成する珠江デルタにおいて、巡檢司属が県の下の戸籍区画をなしているという認識は、宗族の存続によって継承され、拡大された。こうした巡檢司区画の確立に伴い、それと対比される捕属の区画も徐々に確立されてきたのである。本稿では、主に地方行政制度の調整から、清代広州の都市的行政区画の形成を論じてきた。その中で登場した捕属人及びそれに関連する移住民の問題も、清代広州の都市社会のありようを理解するための重要なテーマである。それについては次の課題としておきたい。

註

- (1) 例えは John R. Watt, "The Yamen and Urban Administration", in G. William Skinner ed., *The City in Late Imperial China*, Stanford University Press, 1977, 参照。
- (2) 明清時代の都市徭役については、夫馬進「明末の都市改革と杭州民変」(『東方学報』(京都) 第四九冊、一九七七)、山本進「明清時代の坊厢里役」(同「明清時代の商人と国家」研文出版、二〇〇二、所収) 参照。
- (3) 清末の巡警創設に関する研究が近年多く見られる。都市行政の変容については、特に古澤誠一郎「巡警創設と行政の変容」(同「天津の近代——清末都市における政治文化と社会統合」名古屋大学出版会、二〇〇二、所収) 参照。
- (4) 詳しくは『城鎮郷地方自治章程』(上海、商務印書館、一九〇九) 参照。
- (5) 佐藤仁史「清末における城鎮郷自治と自治区設定問題」(同「近代中国の郷土意識——清末民初江南の在地指導層と地域社会」研文出版、二〇一三、所収) 参照。江蘇蘇属とは、蘇州府に置かれた江蘇布政使司の管轄下の蘇州・常州・松江・鎮江四府及び太倉州をいう。
- (6) 太田出「清代江南デルタ佐維「分防」考」(『待兼山論

清代広州における都市的行政区画の成立 梁敏玲

- 叢』(史学篇) 三三三号、一九九九)。西川喜久子「佐式官・属官・雑職官」(同「珠江デルタの地域社会——清代を中心として」) 私家版、二〇一〇、所収)。賀躍夫「晚清県以下基層行政官署与鄉村社会控制」(『中山大学学报(社会科学版)』一九九五年第四期)。傅林祥「古代上海地区的次県級行政機構」(『上海市歴史博物館館刊』第一輯、二〇〇二)、「清雍正年間的次県級行政機構及其職能探析」(『清史研究』二〇一一年第二期)。張研「对清代州県佐式・典史与巡檢轄属之地的考察」(『安徽史学』二〇〇九年第二期)。胡恒「清代巡檢司时空分布特徵初探」(『史学月刊』二〇〇九年第十一期)、「清代福建分徵県丞与錢糧徵収」(『中国社会經濟史研究』二〇一二年第二期)、「清代佐式的新動向与鄉村治理的实际——質疑「皇權不下県」(楊念群編「新史学」第五卷「清史研究的新境」北京、中華書局、二〇一一、所収)。吳佩林「万事胚胎于州県乎——『南部檔案』所見清代県丞・巡檢司法」(『法制与社会發展』二〇〇九年第四期)。
- (7) 例えは、趙思淵は、明清時代における蘇州地域の巡檢司の機能・定員数の変化及び市鎮移駐の理由を分析し、巡檢司は県の下位行政区画をなしていなかったと主張している(趙思淵「明清蘇州地区巡檢司的分布与變遷」『中国社

第九十七卷 一五五

会経済史研究』二〇一〇年第三期、「屏盜之跡・拯民之恫——明清蘇州地区的巡檢司」『中国社会歴史評論』第一一卷、二〇一〇。

(8) 前掲註(6) 傅林祥「古代上海地区的次県級行政機構」を参照。清末の地方自治において、典史の管轄する区域を城区画定の基準とする意見もあった(前掲註(5) 佐藤仁史書、四四頁)。

(9) 広東省に配置された佐雑官の数の多さや管轄区域の明確さについては、前掲註(6) 西川喜久子論文、張研論文、胡恒の諸論文においても言及されている。

(10) 前掲註(6) 太田出論文、胡恒「清代巡檢司时空分布特徴初探」参照。

(11) 道光『広東通志』卷一二九、建置略五、廨署一。

(12) 『宮中檔雍正朝奏摺』第一七輯、王士俊、奏報將南海県丞移駐広州新城摺、雍正八年十一月十五日。

(13) 請將通判、縣丞移駐新城内外、專司巡夜防火等事、實爲便益……再廣糧通判、南海縣丞移駐、原以夜間巡防救護而設、如定更後、内城已閉、而新城内外遇有失察疏虞、即將通判、縣丞各照專官例查察。(『雍正朝内閣六科史書・吏科』第六五冊、鄂彌達、広東巡撫鄂彌達請將広糧通判移駐新城・南海県丞移駐十三行專司巡防本、雍正九年四月十四

日)。

(14) 同治『番禺県志』卷一五、建置略二、廨署。

(15) 中国第一歴史檔案館蔵「内閣刑科題本」土地債務・貪汚・違禁類、02-01-07-14153-003、乾隆二十一年六月初六日。

(16) Canton Register Vol.9 No.29, July 19th, 1836.

(17) 光緒『広州府志』卷六五、建置略二、廨署。同治『番禺県志』卷一五、建置略二、廨署。

(18) 但查番禺典史、所專管者只有城廂内外地方、其餘四處鄉莊、則分隸各巡檢司專管。是典史雖有通轄之名、究無通轄之實。凡各巡檢司該管地方失事、典史與巡檢併察、實屬枉受處分……自應改照通省一例、典史巡檢各照轄屬開察、始爲平允。(遼英『誠求録』卷三、飭行查議事)。

(19) 『誠求録』卷一には、城廂業務の関連告示が多く収められている。邱捷「同治・光緒年間広東首県的日常公務——從南海知県日記所見」(『近代史研究』二〇〇八年第四期)も参照。

(20) 鄉。海陽鄉、周南鄉……。都。鹿步都、交塘都……。

堡凡六十六、鹿步堡三圖二十三圖、邏岡堡一圖六圖八圖……以上鹿步都屬下旬……(康熙二十五年(一六八六)刊『番禺県志』卷一、輿地)。鄉七。日西上、日豊湖……。都六、

曰金利屬西上郷、曰三江屬豐湖金紫郷……。堡六十四、曰恩洲圖七、曰草場圖二……。以上屬金利都……。 (康熙三十年 (一六九一) 刊『南海県志』卷一、輿地志)。

(21) 詳細は、劉志偉『在国家与社会之間——明清広東里甲賦役制度研究』(広州、中山大学出版社、一九九七) 二二七―二七五頁、参照。

(22) 村凡六百七十八。鹿歩巡司所攝二百二十一、麥塘巡司所攝一百四十……。 (康熙『番禺県志』卷一、輿地)。

(23) 康熙『南海県志』卷一、「金利司圖」等。乾隆六年 (一七四一) 刊『南海県志』卷一、「金利司圖」等。

(24) 郷……。都……。堡。恩洲圖八草場圖二……。以上屬金利司金利都……。 (乾隆『南海県志』卷二、建置志、坊廂・郷都・堡村)。傍線は引用者によるもの、以下同様。

(25) 「順荘法」による図甲再編と巡検司管轄区域との関係については、南海県馮氏の族譜に関連記載がある。「馮蒼環、馮茂山祖原開自前正徳年開之戸口也、大清國朝順荘開輸之例、編載在南海縣神安司大通堡六圖三甲人、另柱催輸」(『南海馮氏家譜』広東省立中山図書館所蔵鈔本、列明冊籍戸口縁由、一九二二)。

(26) 片山剛「清末広東省珠江デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題——税糧・戸籍・同族」(『史学雑誌』第九一編第

四号、一九八二)、「清代広東省珠江デルタの図甲制について——税糧・戸籍・同族」(『東洋学報』第六三卷第三・四号、一九八二)。

(27) 前掲註(21) 劉志偉著書、二六八―二七四頁。

(28) 葉顯恩・譚棟華「關於清中葉珠江三角洲宗族的賦役徵收問題」(『清史研究通訊』一九八五年第二期)。

(29) 詳しくは、Kentaro Matsubara, "Land Registration and Local Society in Qing China: Taxation and Property Rights in Mid-nineteenth Century Guangdong", *International Journal of Asian Studies*, vol.8, no.2, 2011 参照。

(30) また、清代巡検司管轄の皂吏・民壯の定員数は明代より大幅に削減され、乾隆『南海県志』卷六、賦役によると、南海県各巡検司には皂吏二名・民壯四名しか配置されず、税糧徴収に遥かに足りなかった。また、清末の『広東全省財政説明書』歳入部、田賦によると、従来の三つの税糧徴収方法には巡検司が関与したという記載はない。

(31) 坊昔十一、後定爲三。廂二。街百一十六。巷四十二。東北坊、桂華坊、興賢坊……。以上舊十一坊、其下三坊、則後定也。狀元坊十五圖、東北坊一圖六圖十圖十二圖、泰通坊七圖十圖。東城廂三圖六圖、城南廂一圖(乾隆三十九年(一七七四) 刊『番禺県志』卷六、建置、坊廂)。

(32) 砲臺。拱極砲臺、保極砲臺……。以上俱典史管屬。營哨。中砲臺水汛一座……西關陸汛一座……以上典史管屬(乾隆『南海県志』卷一〇、兵防制)。典史屬塘汛二、東砲臺汛、駐雞翼城嘴……。東關汛、駐牛血巷……。(乾隆『番禺県志』卷九、兵防)。

(33) 堡。城西、圖四。一圖、四圖、十四圖、十六圖。西隅、圖一。一圖。以上屬督捕廳。九江、圖五。三十圖、三十五圖……以上原屬江浦司鼎安都、今屬九江廳……(道光『南海県志』卷六、輿地略二、都堡)。

(34) 捕屬下甸。城西堡、一、四、十四、十六圖、米捌佰貳拾陸石貳斗四升四合。西隅堡、一圖、米叁拾伍石伍斗捌升捌合。……金利司下甸。中隅堡十、十二圖、米玖拾捌石零肆斗捌升正……九江主簿中甸。九江堡三十四、三十五、三十八、七十九、八十圖。米捌佰壹拾陸石玖斗伍升四合……(同治『南海県志』卷六、図甲表、「咸豐四年南海縣各堡實征米總數」。「下甸」等の用語については、康熙『番禺県志』卷一、輿地志と乾隆『番禺県志』卷六、郷都にも「下甸」等が堡と図甲の後に置かれており、税糧徴収が基本的に隣接の地域単位によって行われることや、これらの堡の地域的分布を考えれば、これは恐らく税糧徴収時期を指すと推測される。

(35) 城内街。東門内惠愛大街、三株樹、……。新城内街。

清水濠、麗水坊、……。東門外街。正東門大街、北橫街、……。新城外街。永清大街、萬福里、……。謹按任志云坊昔十一、後定爲三、……。今皆無攷、謹據采訪冊、錄捕屬各街於篇(同治『番禺県志』卷三、輿地略一)。この「任志」は乾隆『番禺県志』(編纂者は当時の知県任果)を指している。

(36) 同治『番禺県志』卷一七、建置略四、卷一八、建置略五。

(37) 『粵東省例新纂』卷五、兵例上、查街查河功過、道光二十六年。『粵東省例』(北京大學圖書館藏鈔本)卷一七、巡緝、委員查街章程、咸豐九年以降(具体年不明)。

(38) 現據金利司申稱、擬照前巡檢舊制、在於屬内附省要隘地方搭廠、分派弓役駐紮、督同更練巡邏、兼設水練水保駕艇、在於海上嚴查、務使拐匪不致窩藏、盜賊無從溷跡。至迪隆里、永隆里、三角市、上陳塘及河邊一帶地方、與捕屬交界、應否撥入捕屬、抑歸司屬、以昭劃一而專責成、合請給示曉諭等情到縣(『申報』一八九一年二月二四日「設廠巡緝」)。

(39) 惟迪隆里、永隆里、三角市以上河邊一帶、尙在金利屬司内、應歸該巡司管轄。上陳塘以下河邊一帶、係在捕屬境内、應歸典史管轄、俾免推諉。……除札捕衙知照外、合行出示曉諭、爲此仰該處軍民人等知悉、爾等須知該巡司現搭

廠屋、分派弓役駐紮、督同更練水練水保巡緝、係爲綏靖地方起見、不得妄生異議（同右）。

(40) 同治『南海県志』卷一三、桂鴻等二名、同治『番禺県志』卷四五、四八、劉彬華等八名、光緒『廣州府志』卷一七・卷一七八、黃樞等三二名、宣統『南海県志』卷一四一七、卷一九、譚宗浚等七名、宣統『番禺県志』卷一九二四、趙介等三五名。

(41) 桂文燿、字星垣、其先浙江慈溪人、祖鴻以商籍生員改本邑學生員、中乾隆丙午科舉人、官安徽涇縣知縣、遂著籍本邑。居省垣、故爲捕屬人（同治『南海県志』卷一三、列伝）。

(42) 具稟人童生詹銓、年二十一歲、現住西門外十二甫。地保陳成具狀文童詹銓爲濫情叩恩批准入籍事。竊童祖詹榜、原籍安徽婺源縣人、自乾隆二十五年來廣東省垣營生、因挈眷來粵。爲童父鳴珂娶治屬朱姓之女爲室、生童等兄弟。嘉慶五年、置大北門拱辰坊屋居住。是年、祖父母身故、葬北門外紗帽崗。童母嘉慶六年身故、葬北門外飛鵝嶺。迨嘉慶二十一年、遷居西門外十二甫、自置房屋。計自故居家粵城、今逾六十餘載、廬墓產業、在在可據。……嘉慶二十五年十一月初三日狀（廣州市荔湾区地方志編纂委員會辦公室所藏『徽婺廬源詹氏支派世系家譜』光緒十年、所収）。

清代廣州における都市的行政区画の成立 梁敏玲

(43) 童現居遷西門外十二甫居住、自祖迄今六十餘年、已成四代、久未回籍、保隣可查、廬墓可據、例得入籍……嘉慶二十五年十一月廿八日狀（前掲註（42）『徽婺廬源詹氏支派世系家譜』所収）。

(44) 戶籍制度及びそれと受験との關係については、片山剛「清代中期の広府人社会と客家人の移住——童試受験問題をめぐって」（山本英史編『伝統中国の地域像』慶應義塾大学出版会、二〇〇〇、所収）、参照。なお、同論文は客民（客家人）のために設けた客籍枠について考察しているが、同じく移住民と関連する捕屬籍（後述）とは異なっている。

(45) 應請凡生童呈請入籍者、寄籍地方官先確實查明、室廬以稅契之日爲始、田畝以納糧之日爲始、扣足二十年以上、准其入籍、並移會原籍（嘉慶『学政全書』卷四二、清釐籍貫）。

(46) 至遷徙六十年以外者、寄居既久、各安其業、即與土著無異、不必補行呈明、准其寄籍報捐應考。……嘉慶十一年十一月准咨（『大清律例会通新纂』卷七、戶律戶役）。

(47) 嘉慶廿五年十月、取男名詹銓、具稟縣准詳學入南海縣捕屬籍（前掲註（42）『徽婺廬源詹氏支派世系家譜』三十世祖）。

第九十七卷 一五九

(48) Steven B. Miles, *The Sea of Learning: Mobility and Identity in Nineteenth-Century Guangzhou*, Cambridge and London: Harvard University Press, 2006 (詳し)。

(49) それに対し、珠江デルタの巡検司区域の族譜の多くが、図・甲を明確に記載している。また、図甲制の実行された地域の移住民の図甲編成と宗族形成の関係については、鄭銳達『移民・戸籍与宗族：清代至民国期間江西袁州府地区研究』（北京、三聯書店、二〇〇九）参照。

(50) 乾隆『番禺県志』には坊の下に一部図の編成が記載されているが、同治『番禺県志』には「今皆無效」とある（前掲註（35）も参照）。

(51) 拙稿「清代広州における「街」と社会的結合」（『お茶の水史学』第五七号、二〇一三）参照。

(52) 光緒『広州府志』卷二二八、列伝一七。宣統『番禺県志』卷一九、人物志二。

(53) 『広東省城梁氏族譜（捕属）（梁鼎芬一支）』、一九六六。

(54) 梁松生「南海捕属の由来」（『南海文史資料』第一五輯、南海県政協資料委員会、一九八九）。譚標「略談清末民初南海県の轄区及捕属問題」（『南海文史資料』第一八輯、一九九一）。

(55) それについては、前掲註（6）西川喜久子論文、及び

巡検司管轄区域に依拠して地図を作成することを規定した光緒二十一年の『広東全省輿図局飭發繪圖章程』を参照。

(56) 邱捷「晚清広東的「公局」：士紳控制鄉村基層社会的權力機構」（『中山大学学报（社会科学版）』二〇〇五年第四期）、「清末民初地方政府与社会控制——以广州地区為例的個案研究」（『中山大学学报（社会科学版）』二〇〇一年第六期）。賀躍夫「晚清広州の社团組織及其近代変遷」（『近代史研究』一九九八年第二期）。

(57) 刑名、錢穀兩席、有分解、有監辦。南海、番禺兩首縣、案牘較繁、分捕属、司属、客案各席（『清稗類鈔』幕僚類、粵省幕友）。

(58) 同治『番禺県志』卷一九、経政略、積儲。

(59) 魏雅麗「清末広州番禺学宮印金問題探析——「番禺府県新生印金章程碑記」考略」（『佛山科学技术学院学报（社会科学版）』三二卷第四期、二〇一三）。

(60) 光緒三十二年……改議設立中學……日監督定制、由借辦人及捐款人用投票式公舉學生額數、一捕四司平均選錄……學租一千兩以上、公款三千兩、一捕属四司属各派認七百兩、共三千五百兩……（宣統『番禺県志』卷九、経政志三、学堂）。

(61) 広東省文史研究館・中山大学歴史系編『広東洪兵起義

史料』上冊（広州、広東人民出版社、一九九二）、九六、九九、一〇八頁。

(62) 捕屬與司屬語音大畧相同、而微有特異之處（鄔慶時『南村草堂筆記』（民国九（一九二〇）年鉛印本）卷二）。

(63) 林仁「清末民初広州の警察機構」（広州市政協文史委員會編『広州文史資料』第一輯、広州、広東人民出版社、一九六一）。「申報」一九〇三年五月六日、「粵興巡警」。

(64) 將來改外官制、特該兩縣照章應設警務長、亦因縣界警區未能劃定權責、遂致混淆……即就南番縣界分爲東西兩路、以老城二五兩局改竝爲東路巡警第一區、以東南關一二兩局改竝爲東路巡警第三區……（宣統『番禺縣志』卷八、經政志二、警察）。

(65) 捕屬則按警察分區編列、各司屬則就采訪所及詳悉分注（宣統『南海縣志』卷三、輿地略二、都堡）。

(66) 除縣城外劃分五鎮二十六鄉。計開。縣城、二百五十六

方里、右捕屬。河南鎮、五百九十三方里、右菱塘司屬……

（宣統『番禺縣志』卷九、經政志三、自治念。城区を合併するかどうかをめぐる議論は、上記の地方志条目、及び「廣東地方自治籌辦處第二次報告書」（清代稿鈔本）第五〇冊、広州、広東人民出版社、二〇〇八）、一〇九〜一一頁を参照。

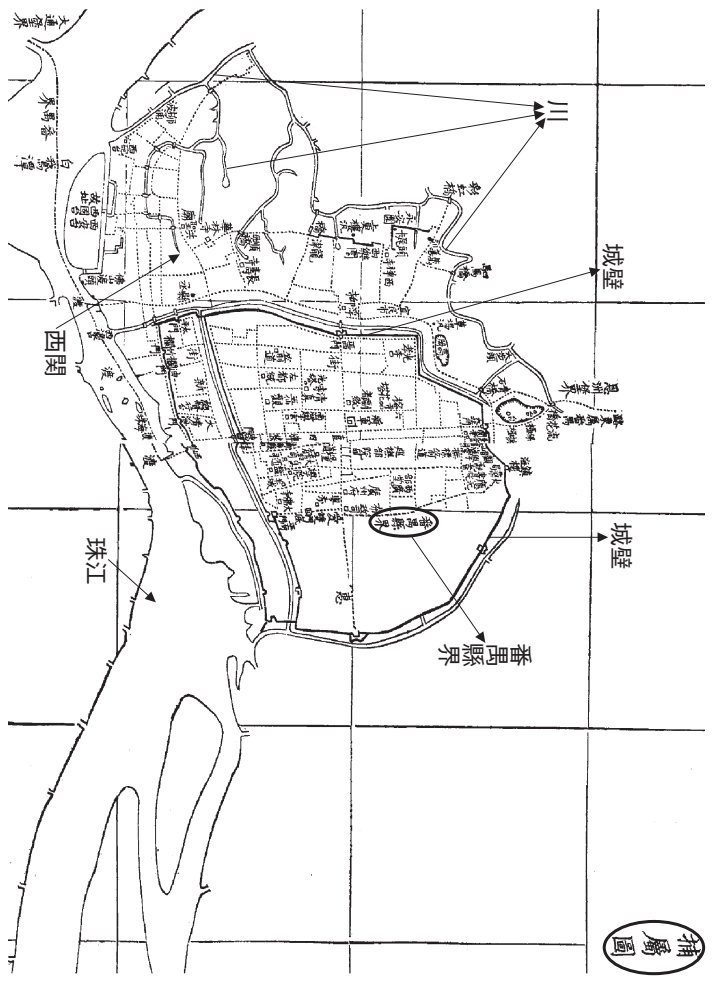
(67) 宣統二年調査全邑男女人口數、除縣城外、劃分五鎮二十六鄉。縣城捕屬、戶一萬六千三百四十三、口九萬八千三百四十。河南鎮戶一萬八千三百零九、口九萬一千六百零二……（宣統『番禺縣志』卷七、經政志一、戶口）。

(68) 前掲註（5）佐藤仁史書、六一〜七一頁。

（お茶の水女子大学大学院

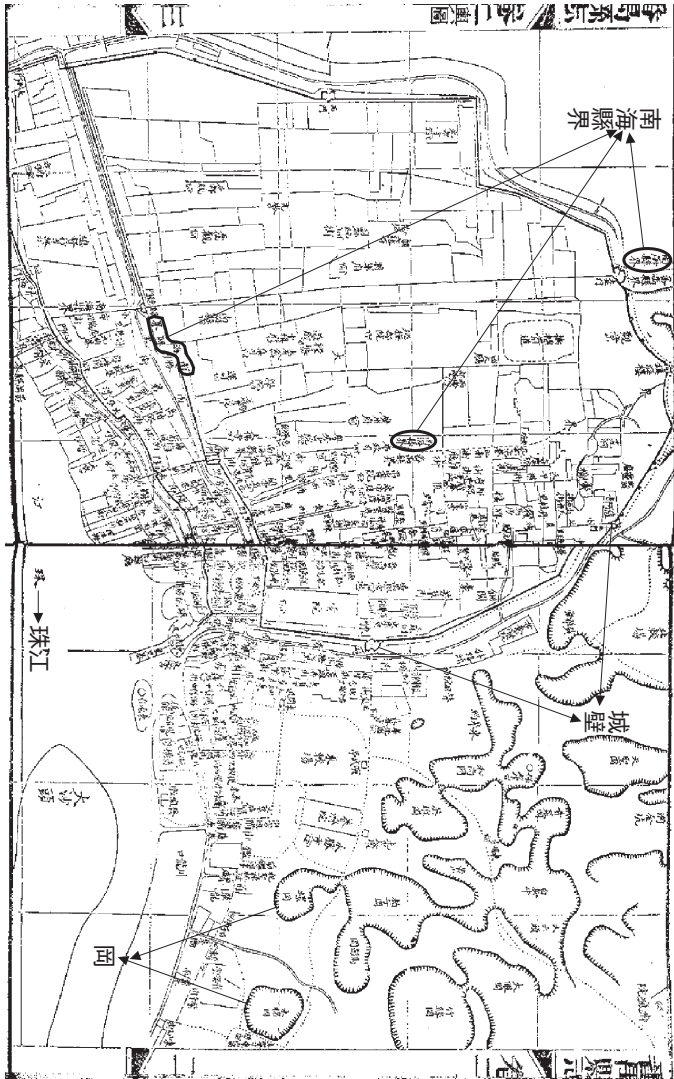
人間文化創成科学研究科博士後期課程）

【圖三】



出所) 同治『南海縣志』卷一、「捕屬圖」

【図四】



出所) 同治『番禺縣志』卷二、「捕屬圖」(一部)

* 地図内の小格子は市街、文字で示されているのは主に官庁(図三)、または官庁と街名(図四)。

清代広州における都市的行政区画の成立 梁敏玲

第九十七卷 一六三

表

族譜	編纂年	県	記載
『重修顏氏遷粵家譜』	1874年	南海	卷二、「梅齋公伝」年十七、占籍南海、補博士弟子員。(梅齋公、1660～1722)「心齋公傳」顏淳恪、字詒兼、別字心齋、捕屬繡衣坊人。少孤事、其嫡母以孝謹聞。乾隆癸卯年舉貢士、庚戌恩科成進士。(心齋公、1759～1807)
『西岡楊氏支譜』	不明(清光緒年間の可能高)	番禺	「南邑六世」 祖妣謝氏、番禺縣捕屬謝嶽生公之長女也。……生於乾隆二十六年乙亥六月廿五日辰時、終於嘉慶丁巳二年十一月十七日子時、得年四十三歲。
『晉江入粵周家族譜』	1884年	番禺	卷上「周君翰卿墓表」 原籍祖福建泉州府晉江縣新門街崇正境勝德鋪紫垣青瑛人氏、今籍廣州府番禺縣捕屬。卷下「周君翰卿墓表」 先世國之晉江人、高祖仁侯遷來粵、占籍番禺。(高祖仁侯、「入粵二世」、1669～1728)
『嶺南冼氏宗譜』	1910年	南海	卷三九、分房譜、城西房 卷三九、分房譜、城西房 一世祖謙四第、字朝元……順治間由肇慶高明縣冼村鄉遷居羊城西華德里、注南海縣捕屬圖 冼 甲 洗 戶 民 籍、是為始遷祖。
『南海蘆排梁氏家譜』	1911年	南海	卷三「三世祖玉書公伝」 至公至省、始隸南海籍、竝遵例報捐兵部主事加內部郎中銜。(玉書公、1698～1746) 「七世祖東屏公伝」 公諱大鏞、字配笙、號東屏、南海捕屬人、始遷祖考裔龍公七世孫敏堂公之長子也。(東屏公、1815～1883)
『河陽世系龍溪潘氏族譜』	1920年	番禺	卷首 廣東省廣州府番禺縣捕屬世居菱塘司河南龍溪鄉日生社樞欄能敬堂潘氏族譜
『浙江遷粵高陽許氏家譜』	1947年	番禺	「編輯浙江高陽許氏家譜序」 景韶公於清乾隆嘉慶年間游幕來粵、長子又川公、次子廉夫公、三子韓齋公先後入粵省視、遂家廣東省垣、今改廣州特別市。景韶是為遷粵第一世祖也、諸孫以應詔、故占籍廣州府番禺縣捕屬。故列別省人入籍番禺者、不分隸各司、特編歸縣捕廳隸屬、故曰番禺捕屬。
『伍氏入粵族譜』	1956年	南海	「明朝十二世、入粵二世」朝鳳、字燦廷、號輝庵。入粵下居省城西關、籍隸南海。(燦廷公、1613～1693) 「紫垣公略伝」紫垣公、運仕公十七世孫、莆田房安海明義派入粵七世孫、南海捕屬人。(紫垣公、1810～1863)

* 記載欄の括弧内は引用者による説明